

大型制度

加入資格

- 組合員および従業員
- 満14歳6ヵ月超～満65歳6ヵ月までの方
※中学生・高校生(専攻部)を除く。
※満70歳6ヵ月まで継続加入(更新)できます。
- 現在、健康で正常に就業し、理容業による所得のある方

加入日

毎月1日に加入できます。
保障の開始は加入日から責任を負います。

共済期間

- 共済期間は1年(毎年7月1日～翌年6月30日)です。(中途加入された場合も、共済期間は6月30日までとなります。)
- 毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

加入共済金

1,000万円です。

掛金(月額)

掛捨て

掛金月額		共済金額
区分	年齢(満)	1,000万円
Aグループ	14歳6ヵ月超～36歳	2,800円
Bグループ	36歳1日～51歳	6,500円
Cグループ	51歳1日～61歳	13,000円
Dグループ	61歳1日～70歳6ヵ月	23,000円

※満70歳6ヵ月(自然脱退)を超えた月の翌月1日より、特例として小型制度に移行できます。ただし、小型制度既加入分を含めた500万円を限度とします。

保障内容

共済金または給付金は、加入期間中の次の場合に支払われます。

共済金・給付金の種類		給付金額
		1,000万円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{注1)} になったとき	1,000万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{注1)} により死亡したとき	1,500万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{注1)} となったとき	50～500万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき【1日目から最高120日給付】 ^{注2)}	7,500円

特別給付金

加入後2年を経過した方には、全理連独自の特別給付金があります。

特別給付金の種類		給付金額
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{注4)}	1万円
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき(平成25年4月1日以降)	5万円
古希祝金	加入者が満70歳6ヵ月で 自然脱退したとき	継続加入5年以上10年未満 50万円
		継続加入10年以上 100万円
入院・就業不能見舞金	5日以上の継続入院または5日以上就業不能となった場合 入院・就業不能見舞金については、損害保険会社の所得補償 保険約款に基づいて運用しています。入院見舞金は、就業不 能見舞金が支払対象の場合のみお支払いします。	●入院1日につき1,500円(120日限度) ●就業不能1日につき1,500円(1年間限度) を5日目から支払います。

(注1)高度障害・障害等級は、本制度の基準によるもので、障害者手帳の等級とは異なります。詳細な内容(高度障害状態、障害状態、感染症等)については、保険会社のパンフレットと契約概要をご参照ください。

(注2)入院給付金は、事故日から起算して180日以内に入院を開始していること。

※小型制度・大型制度の保障内容は、生命保険会社の勤労団体保険普通保険約款および勤労団体保険災害保障特約、子ども特約の保障内容は、生命保険会社の勤労団体保険子ども特約および勤労団体保険子ども災害保障特約に基づいて運用しています。

(注3)検査入院および、通常の妊娠・出産による入院は支払対象外です。1年度に1回請求できます。

(注4)B～Gグループの方が請求できます。1万円未満の場合は実費支払いとなります。小型・大型両制度に加入している場合は、小型制度からのみ支払いとなります。1年度に1回請求できます。

※特別給付金の1年度は、4月から翌年3月までとなります。

※特別給付金は、事由発生日から3年間請求がない場合は、請求権利は消滅します。

GI-団-2023-038(2023.5.1)